

令和5年12月4日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置対象業者名及び住所
株式会社 西奈美組
新潟県胎内市西条196
- 指名停止期間
令和5年12月4日 ～ 令和6年5月3日（5ヵ月）
- 指名停止の理由
株式会社西奈美組の代表取締役が、新潟県新発田地域振興局が発注した「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関し、令和5年10月11日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。
- 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官（契約適正化担当）